

○さいたま市建築等関係事務手数料条例（抜粋）

平成 13 年 5 月 1 日条例第 73 号別表（第 2 条関係）

| 事務の種類 | 手数料の額 |
|---|------------------|
| 52 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ、第 63 条第 3 項第 5 号イの規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査 | |
| (1) 造成宅地の面積が 0.1 ヘクタール未満のもの | 1 件につき 86,000 円 |
| (2) 造成宅地の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のもの | 1 件につき 130,000 円 |
| (3) 造成宅地の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のもの | 1 件につき 190,000 円 |
| (4) 造成宅地の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの | 1 件につき 260,000 円 |
| (5) 造成宅地の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のもの | 1 件につき 390,000 円 |
| (6) 造成宅地の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のもの | 1 件につき 510,000 円 |
| (7) 造成宅地の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のもの | 1 件につき 660,000 円 |
| (8) 造成宅地の面積が 10 ヘクタール以上もの | 1 件につき 870,000 円 |